

## 足立区小規模契約希望者登録要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、足立区（以下「区」という。）が発注する小規模な建設工事及び建設工事に係る修繕（以下「小規模工事」という。）並びに小規模な物品購入（以下「小規模物品購入」という。）について、区の入札参加資格審査申請が困難な区内に本店事業所を置く小規模事業者の受注機会を拡大し、区内経済の活性化を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象となる契約)

第2条 小規模工事及び小規模物品購入の対象となる契約（以下「小規模契約」という。）は、1件の予定価格がそれぞれ次に定める金額のもので、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものとする。

- (1) 小規模工事 200万円未満
- (2) 小規模物品購入 80万円未満

### (登録できる者)

第3条 契約希望者として登録すること（以下単に「登録」という。）ができる者は、区内に本店の法人登記がある者又は区内に住所を有する個人事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は契約希望者として登録することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの「足立区建設工事等競争入札参加資格者名簿」（以下「建設工事等競争入札参加資格者名簿」という。）又は「足立区物品買入れ等競争入札参加資格者名簿」（以下「物品買入れ等競争入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者（小規模工事を希望する者が、物品買入れ等競争入札参加資格者名簿のみに登録されている場合及び小規模物品購入を希望する者が、建設工事等競争入札有参加資格者名簿のみに登録されている場合を除く。）
- (3) 契約希望者が希望する業種の業務を行うために必要とする資格、免許等を有しない者
- (4) 契約希望者（法人の場合は役員を含む。）が次のいずれかに該当する者ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する団体に属している者イ 暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者ウ 暴力団員等と生計を一にする配偶者である者エ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、区長に対し、公共工事及び区が発注する契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区の契約の相手方として不適当と認められる者

(登録申請の方法等)

第4条 登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、足立区小規模契約希望者登録申請書（様式第1号その1又は様式第1号その2）に次の各号に定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 登録希望者が法人の場合は、商業登記の登記事項証明書
- (2) 登録希望者が個人の場合は、商号登記の登記事項証明書又は住民票の写し
- (3) 小規模物品購入での登録を希望する場合は、営業種目別表（様式第2号）
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証する書類の写し
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 登録申請の手続、受付期間等は、別に定める。

(登録名簿への登載)

第5条 区長は、前条第1項の規定に基づく登録の申請があったときは、申請内容を確認し、登録を承認するときは、小規模契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録する。この場合において、登録名簿は小規模工事及び小規模物品購入のそれぞれについて作成する。

2 前項の確認の結果、登録を承認しないときは、足立区小規模契約希望者登録不承認通知書（様式第3号）に理由を付して登録希望者に通知する。

3 登録名簿は3年度ごとに作成する。

4 登録名簿の有効期限は、名簿を作成した年の4月1日から次々年度末日までとする。

(登録の期間)

第6条 登録の期間（以下「登録期間」という。）は、第9条の規定により登録の効力が生ずる日から前条第4項で定める登録名簿の有効期限までとする。

(登録事項の変更)

第7条 登録を承認登録された者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったとき、又は事業を休止若しくは廃止したときは、足立区小規模契約希望者登録変更・廃止届（様式第4号）を、速やかに区長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 区長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 第3条に規定する登録の要件を欠いたとき。
- (2) 申請内容が事実と異なるとき。
- (3) 区との契約の履行に関し、不正又は著しく不誠実な行為があったとき。

(登録名簿の更新)

第9条 登録、第7条の規定による登録事項の変更及び前条の規定による登録の抹消（以下「登録等」という。）による登録名簿の更新は、登録の申請が正式に受理された日、第7条の規定による届出があった日又は区長が抹消することを決定した日が毎月1日から15日までである場合は翌月1日、これらの日が16日から月末日までである場合は翌々月の1日に行うものとする。

2 登録等の効力は、前項の規定による登録名簿の更新の日に生ずる。

(登録者の取扱い)

第10条 区は小規模契約に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿に登録された者に対し、積極的に見積り参加の機会を与えるよう努めるものとする。ただし、入札参加資格者名簿に記載された者のうちから業者を選定することを妨げないものとする。

(契約者の決定)

第11条 区は小規模契約の選定業者（登録名簿、入札参加資格者名簿等から区が選定した者をいう。）のうち、最も価格の低い見積書を提出した者と契約する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

付 則（28足総契発第1636号 平成29年2月1日 総務部長決定）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 足立区小規模工事契約希望者登録要領（27足総契発第998号 平成27年11月13日 総務部長決定）は廃止する。

3 足立区小規模物品購入契約希望者登録要領（27足総契発第998号 平成27年11月13日 総務部長決定）は廃止する。

4 第5条に規定する登録名簿への登載その他必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則（30足総契発第1892号 平成31年3月22日総務部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（31足総契発第752号 令和元年7月31日総務部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（4足総契発第1655号 令和4年12月28日総務部長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の足立区小規模契約希望者登録要綱様式第1号その1及び様式第1号その2による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（7足総契発第1872号 令和7年12月9日総務部長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の足立区小規模契約希望者登録要綱様式第1号その1及び様式第1号その2による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。